

**令和8年度  
横浜市一般廃棄物処理実施計画**

## 一般廃棄物処理実施計画

### 1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

### 2 計画区域

横浜市全域

### 3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 処理計画量（詳細は別表参照）

#### (1) ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）

約 99.8 万トン

#### (2) し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）

約 33,479 キロリットル

### 5 重点的な取組

#### (1) グリーン社会の実現

循環型社会への移行や脱炭素化につながる取組を推進し、新たな投入資源や温室効果ガスの削減を図ることで、環境と共生するグリーン社会の実現を目指す。循環型社会への移行に向けては、更なるリサイクルの推進や動静別連携の強化などに取り組む。また、脱炭素化の取組については、市民・事業者との協働によるプラスチック対策の推進や焼却工場が生み出す環境にやさしいエネルギーの最大化、回収したCO<sub>2</sub>の利活用を着実に進める。

#### (2) 屋外の受動喫煙対策の推進

多くの方が集うGREEN×EXPO 2027の開催も見据え、屋外における受動喫煙対策の検討を進める。市内全域の屋外の公共の場所（路上等）での喫煙を禁止する条例改正をはじめ、意識醸成のための広報・啓発、分煙環境の整備・向上などソフト・ハード両面での取組を進め、誰もが快適に暮らせる受動喫煙がないまちの実現を目指す。

#### (3) 持続可能な廃棄物処理の実現

ごみの収集・運搬・処理・処分を着実にを行うとともに、将来を見据えた施設の再整備を進め、安定的で持続可能な廃棄物処理を実現していく。また、暮らしを取り巻く環境の変化に対応するため、高齢者等へのごみ出し支援や、災害時に備えたトイレ環境の充実も図るなど、「市民生活の安心・安全」につなげる。

### 6 主な事業内容

#### (1) 循環型社会への移行

##### ア 更なるリサイクルの推進

##### (ア) 粗大ごみのリサイクル

衣装ケースは単一素材でできており、回収後の選別やリサイクルが容易で、再商品化に適した高品質な素材であることが令和7年度の実証実験で確認できた。8年度は本格実施に移行し、リサイクルをさらに進める。

##### (イ) 分別収集した資源物の売却・リサイクル

家庭で分別された缶・びん・ペットボトル等の資源物を再生資源として売却・リサイクルし、資源の価値を高めていくことにより、収益の創出による経済性の向上や投入資源の削減につなげる。

##### (ウ) リチウムイオン電池等の分別収集・リサイクル

全国各地の廃棄物処理施設や収集車において、リチウムイオン電池等を原因とする火災が発生していることを受け、令和

7年12月から集積場所での分別収集を開始した。収集したリチウムイオン電池等は、一般社団法人JBRCや再資源化事業者を通じてリサイクルする。

#### (イ) 焼却灰の資源化

これまで埋立処分していた焼却灰を、セメント原料や道路の路盤材等として積極的に有効利用（資源化）する。令和8年度は資源化量を約1,800トン（7年度：約150トン）へと大幅に拡大する。焼却灰の資源化は、循環型社会の形成に寄与するだけでなく、市内唯一の最終処分場の延命化にもつながることから継続的に実施する。

#### (ロ) 循環型作業服の導入実証実験

収集職員の作業服について、繊維から繊維へリサイクル可能なものを新たに導入し、作業服を循環させる取組を行う。焼却処分を減らし、CO<sub>2</sub>削減にも貢献する。あわせて、作業上の安全性や快適性なども検証する。

#### (ハ) 市役所で発生する廃棄物の更なる再資源化

学校や地域ケアプラザなど市役所の関連施設約1,200か所で発生するプラスチックごみについて、環境負荷の低い方法での再資源化を進める。

廃棄物の発生場所、種類や数量などの情報を一元管理するシステムを市役所関連施設約1,200か所へ導入し、事務を効率化するとともに廃棄物の処理状況を可視化する。このシステムを活用し、更なる再資源化に向けたデータ解析や運搬ルート最適化などの施策立案につなげていく。

### イ 食品廃棄物の削減

#### (7) 生ごみで堆肥づくり ～GREEN×EXPO 2027の花壇で活用～

市内の学校の子どもたちが土壌混合法（※1）により生ごみを堆肥化し、GREEN×EXPO 2027会場の花壇で活用する。これにより、食の循環を実感する機会の創出とGREEN×EXPO 2027の機運醸成につなげる。また、生ごみを保育園や学校、地域などの敷地を使って堆肥化し、花や野菜を育てる「スリム農園」の普及に取り組む。

※1 土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ微生物の力で生ごみを分解する方法

#### (イ) 家庭から出される食品ロスの削減

適量購入や余りがちな食材を用いたレシピの活用などを働きかけるほか、10月の食品ロス削減月間では、区民まつりでの呼びかけやプロスポーツチーム、国際機関などと連携した集中的な広報啓発を実施する。また、公共施設でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方へ物品の貸出しや実施情報の発信を行う。

#### (ロ) 事業者から出される食品ロスの削減等

食品製造・小売業においては現地訪問等で食品ロスの削減を働きかけ、外食産業には食べきり協力店（※2）やClean Plate Yokohama（※3）の登録・利用拡大を進め、食品ロスを削減する。また、食品ロス削減に意欲的に取り組む事業者の皆様等を表彰し、他の事業者への取組を促していく。削減に努めてもなお発生する調理くずなどの食品廃棄物については、リサイクル・有効活用を促進する。

※2 食べきり協力店：料理の量の調整や持ち帰り対応など来店客の食べ残しを減らす取組を行う飲食店を登録する制度

※3 Clean Plate Yokohama：一部の食べきり協力店で実施している条件を満たすことで特典がもらえるお客様参加型の取組

### ウ 動静脈連携の強化

#### (7) 横浜市資源循環推進プラットフォームによる取組

リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへの転換を見据え、市内の廃棄物処理業者7社との連携によるプラットフォームの取組を進める。プラットフォームでは、様々な事業者の参画を促しながら、公民一体での議論・コンサルティング等を通じて、動脈産業と静脈産業を結びつける事業化（マッチング）や施策を推進する。

## (2) 脱炭素化に向けた施策の推進

### ア 市民に向けた取組

#### (7) プラスチック資源の分別定着に向けた周知

燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別されるよう、引き続き、SNSの活用や説明会などの対面による働きかけを行うなど、丁寧な周知を行う。

#### (イ) プラスチックの発生抑制・リサイクルの取組

スプーンやフォーク等の使い捨てプラスチックを削減するため、小売店等と啓発キャンペーンを実施する。また、マイボトルの利用を促進していく。さらに、学校や商店街等の地域コミュニティにペットボトル回収機を設置し水平リサイクルを

行うボトルtoボトルについて、市内6か所（※4）に場所を拡大し実施する。

※4 市内6か所:令和7年度は三保小学校・神奈川大学・星川商店会・京急金沢八景駅・金沢センターシーサイド名店会の市内5か所で実施

## イ 事業者に向けた取組

### (7) 搬入物検査による不適正排出事業者への指導等

焼却工場において事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施し、プラスチック等の混入をはじめとした不適正な搬入を防止するとともに、排出事業者を特定します。搬入物検査の結果に基づき、排出事業者に対して立入指導を実施するほか、口頭や文書による指導、事業者との協議を行う。

### (4) 事業系一般廃棄物へのプラスチック混入対策の強化

プラスチック混入防止を目的に、「事業者への分別指導」と「店舗や施設の利用者（市民・来街者）への分別啓発」の両面から対策を強化する。具体的な取組は、プラットフォーム幹事社である収集運搬事業者との意見交換や排出事業者への指導状況を踏まえて進めていく。

## ウ 行政が主体となる取組

### (7) 市庁舎内における取組

市庁舎で開始したリユースカップ式自動販売機の実証実験や市庁舎商業施設でのスプーンやフォーク等の使い捨てプラスチックの発生抑制の取組など、市役所の率先行動を進める。

### (4) 資源物の選別時に発生する可燃残渣（袋）のリサイクル

従来焼却処理していた缶・びん・ペットボトルを入れていたごみ袋のリサイクルを、令和7年度から一部の資源選別施設で始めている。8年度も継続して実施する。

### (7) 環境にやさしいエネルギーの推進

化石燃料を使用しないごみ発電による電力は、CO<sub>2</sub>排出を増やさない環境にやさしいエネルギーであり、このエネルギーを最大限創出するための取組を進める。この環境にやさしいエネルギーを、市内の民間事業者や市庁舎等にて活用し、市内での100%活用を継続する。

### (イ) 焼却工場における省エネ化及び発電効率の向上

金沢工場では、省エネ化を目的とした設備改修を進める。蒸気タービンバイパス装置の更新により、ごみ焼却時に発生する蒸気を効率的に発電に活用できるようになり、より多くの環境にやさしいエネルギーを生み出す。

## (3) 環境学習・普及啓発の推進

### ア 子どもたちへの環境学習

#### (7) 環境学習副読本の配布、工場見学・出前教室の実施

廃棄物の処理等について学ぶ市内小学4年生を対象に、授業の教材として副読本を作成する。令和8年度からはデジタル教材として動画や音声などを取り入れ、分かりやすく学べるようにしている。また、ごみ焼却工場などでの社会科見学の受け入れや、保育園・幼稚園・小学校等で、ごみと資源と3Rについて学ぶ出前教室、収集車を使った収集体験などを行う。

#### (4) ポスターコンクールの実施

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。応募いただいた作品は、子どものメッセージを広くお伝えするために受賞作品を収集車に掲示することや商業施設などへの展示を行っている。

## イ 普及啓発の取組

### (7) 説明会・イベント実施などによる普及啓発

市民の皆様に正しい分別ルールや3R行動をご理解いただくため、子育て世代や高齢者など対象者に合わせた普及啓発を行う。地域での説明会や小売店の店頭、区民まつり等を活用し、対面により実施する。また、区役所での転入手続時に、「ごみの分け方・出し方」の冊子やごみ分別検索システム「MIctionary（ミクショナリー）」を案内するパンフレットなどを配布する。

### (4) 外国人へのごみ出しルールの周知

区役所での転入手続時に外国語版リーフレット（10言語）を配布するほか、ごみ分別検索システム（3言語）の運用や、

国際交流ラウンジなどとの連携による日本語学校等での説明会、出前教室を実施する。また、外国人コミュニティのイベント等においてごみ出しに関する実態把握及び啓発を行うとともに、外国人との接点でもある集積場所における多言語での掲示などを行う。

#### (4) 屋外の受動喫煙対策の推進

##### ア 受動喫煙防止に向けた意識醸成・広報等

###### (7) 条例改正に関する周知・広報等

関係局と連携し、「受動喫煙がないきれいなまち」に向け効果的な発信を行う。特に条例改正のタイミングに合わせ、掲示物の設置や区役所と連携したキャンペーンを実施するとともに、SNS・交通広告など、幅広い媒体を活用し、喫煙禁止等の周知・啓発を行う。

###### (4) 問合せ窓口の運用

改正する条例の施行に合わせ、路上喫煙に関するご意見を受け付ける問合せ窓口を開設、運用する。

##### イ 喫煙実態の把握

###### (7) 喫煙実態調査の実施

市内の主要駅周辺等の喫煙実態を把握するため、令和7年度に続き、喫煙実態調査を実施する。調査結果をもとに、駅頭での啓発やパトロールの重点化などに取り組む。また、調査結果については、今後の屋外の公共の場所（路上等）での喫煙禁止の取組の効果検証や、施策検討の参考資料として活用する。

##### ウ 分煙環境整備

###### (7) 密閉型喫煙所の整備・維持管理

屋外での受動喫煙を防ぎ、分煙環境を向上するため、横浜駅東口喫煙所について、密閉型喫煙所への転換に向けた検討を進める。あわせて、整備を進めている横浜駅西口（北幸）の密閉型喫煙所について、清掃や機器メンテナンスなどの維持管理を行う。

###### (4) 喫煙所整備補助

罰則適用のある喫煙禁止地区において、適切な分煙環境を確保するため、民間事業者が密閉型の公衆喫煙所を整備する際に、その整備費等を補助する。また、横浜駅西口（南幸）に令和7年度中にオープンする喫煙所に運営補助を行う。

###### (4) 喫煙所マップの作成

条例改正を見据え、市内の喫煙場所を分かりやすく案内するサイトを開設する。

##### エ 喫煙禁止地区等の取組

###### (7) 喫煙禁止地区の運用

喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員が巡回し、違反者への指導など、条例に基づく対応を行う。

###### (4) 喫煙禁止地区標識・標示類の更新

条例改正により、現在の「喫煙禁止地区」を改称し、地区内の標識・標示類も更新する。

###### (4) 喫煙禁止地区以外でのパトロールの実施

駅周辺などで路上喫煙が多く見られる場所を中心に、健康福祉局と連携し、パトロールを実施する。

###### (4) GREEN×EXPO 2027アクセス駅での喫煙禁止働きかけ

GREEN×EXPO 2027の会場アクセス駅となる瀬谷駅、三ツ境駅、十日市場駅では、臨時的喫煙所を設けるとともに、駅頭での啓発活動や清掃を実施する。

#### (5) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

##### ア 家庭ごみの安定的な収集・運搬の推進

###### (7) 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

###### (4) 粗大ごみの受付・収集

市民の皆様の利便性向上のため、デジタルツールを活用し、24時間いつでも粗大ごみの収集申込みや処理手数料の支払いができるようにしている。令和8年度は、粗大ごみを持ち込むことのできる長坂谷ストックヤードにおいて、電子決済での手数料支払いができるよう整備を進める。

## イ リサイクルの推進

### (7) 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。また、プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設（民間施設）において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。

### (4) 資源集団回収の実施

自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等をリサイクルする。この資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者へ回収量に応じた奨励金を交付する。なお、令和6年度から資源集団回収オンラインシステムを導入し、奨励金の申請手続きがオンラインで可能となった。

## ウ 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

### (7) 廃棄物処理施設の適正な維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保するため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の法定点検等の実施に加え、計画的に補修・更新を行う。

### (4) 最終処分場の維持管理

現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していく。埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行う。

### (7) ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

ごみの焼却に伴い発生する排ガスや、最終処分場からの排水等に含まれる重金属などの有害物質を定期的に測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認する。市民の皆様へ安心して暮らしていただけるよう、これらの測定結果をウェブサイトで公表し、廃棄物処理施設が適正に維持管理されていることをお知らせする。

## (6) 将来を見据えた施設整備

### ア ごみ焼却施設の再整備等の実施・検討

#### (7) 保土ヶ谷工場の再整備

安定的なごみ処理体制を確保していくため保土ヶ谷工場の再整備を進めている。令和8年度は、既存工場の解体が完了し、新工場の建設工事に着手する。

#### (4) 金沢工場の長寿命化対策

令和10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模修繕を実施し、延命化を図る。令和8年度は、3炉ある焼却炉のうち2炉目の更新・改修を実施する。

#### (7) 都筑工場の再整備

再整備中の保土ヶ谷工場に続き、老朽化により更新が必要な都筑工場を再整備する。令和8年度は、事業手法の検討や環境影響調査等を進める。

#### (4) 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

現在、資源物ストックヤードや粗大ごみ自己搬入ヤードなどとして利用している旧栄工場について、引き続き、跡地活用に向けた検討を行う。

## イ 資源選別施設等の再整備等の検討

### (7) 鶴見資源化センターの再整備

老朽化が著しい鶴見資源化センターを再整備する。民間のノウハウや創意工夫を最大限活用するため「民設民営方式※5」にて実施する。令和8年度は、発注に向けた準備及び再整備予定地の鶴見リサイクルプラザの解体設計等を実施する。

※5 民設民営方式：民間事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営等を行う手法

### (4) 礫子検認所の移転整備の推進

礫子検認所（※6）は、施設老朽化のため、民間資金を活用し、金沢工場内に検認所機能を移転整備する。令和8年度は、金沢工場内の使用されていない設備の撤去工事や、移転整備に向けた発注手続を実施する。また、礫子検認所の跡地活用に向けて、活用範囲を確認するための測量などの調査検討業務を実施する。

※6 礫子検認所：仮設トイレ等から発生するし尿等を受入れ、前処理をした後、下水道河川局水再生センターへ圧送し、最終処理を実施

## (7) 多様な社会ニーズへの対応

### ア 清潔できれいなまちづくり

#### (7) 地域の美化活動の推進

区役所や地域と連携した清掃活動のほか、都心部やGREEN×EXPO 2027の会場アクセス駅周辺において歩道清掃を実施する。プロスポーツチームや企業と連携した取組を引き続き実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図る。また、不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組む。

#### (4) 公衆トイレの改修・維持管理

GREEN×EXPO 2027アクセス駅となる瀬谷駅北口、十日市場駅前の公衆トイレを改修する。また、和田町駅前公衆トイレの洋式化を行う。そのほか、衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう日常清掃や修繕等の維持管理を行う。

### イ ごみ出しに関する課題への対応

#### (7) 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、職員が地域に伺い、地域の皆さまとともに集積場所の環境改善に取り組む。

#### (4) ふれあい収集・持ち出し収集の着実な対応

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」、敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

#### (4) いわゆる「ごみ屋敷」への対策

ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

### ウ 災害への備え

#### (7) 焼却工場での浸水対策

津波や高潮による影響を最小限に抑え工場機能を確保するため、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁などの浸水対策を実施していく。

#### (4) 災害時のトイレ対策

地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの男性用小便器の導入、トイレパック・くみ取り式仮設トイレの更新を行う。また、災害用トイレトレーラーを災害時に円滑に運用できるよう牽引が可能な車両を購入する。家庭でのトイレパック備蓄が進むよう、SNS等による啓発を実施し、広く市民に周知する。

### エ 廃棄物分野における国際協力

#### (7) アフリカ諸国・都市への支援

アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP※7）のもと、アフリカ諸国・都市の研修員に対し、廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

※7 ACCP：アフリカのきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物管理に関するSDGsを達成することを目的に、環境省・JICA・横浜市・国連環境計画（UNEP）・国連人間居住計画（UN-HABITAT）が共同で設立したプラットフォーム

#### (4) フィリピン国セブ市への支援

セブ市からの技術協力依頼に基づき、本市の廃棄物管理に関するノウハウ等を共有し、分別・リサイクルを推進する。

#### (4) 視察受入による本市知見の共有

廃棄物処理施設で視察等を受け入れ、海外諸国・都市に本市の廃棄物管理の技術や取組を伝える。

## 7 分別の区分

### (1) 家庭ごみ

	分別の区分	説明
1	燃やすごみ	この表の2項から10項までに属さないもの
2	燃えないごみ	ガラス製品（この表の6項に該当するものを除く。）、陶磁器製品、その他焼却に適さないもの及び蛍光灯、電球、水銀式体温計、血圧計、温度計（割れているものを除く。）
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）
4	電池類	一次電池及び二次電池（自動車・二輪車（電動アシスト自転車を除く。）用バッテリーを除く。）
5	プラスチック資源	<p>プラスチック製容器包装（※8）： 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）であって、次に掲げるもの ①箱及びケース、②瓶、③たる及びおけ、④カップ形の容器及びコップ、⑤皿、⑥くぼみを有するシート状の容器、⑦チューブ状の容器、⑧袋、 ⑨①から⑧までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器、 ⑩容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの、 ⑪容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器、⑫包装</p> <p>プラスチック製品： プラスチックのみでできているもの（広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあって硬いもの（厚さ5ミリメートル以上）及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）</p>
6	缶・びん・ペットボトル	<p>商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの</p>
7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）（この表の3項及び6項に該当するものを除く。）
8	粗大ごみ	他の区分に関わらず、金属製で一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で一辺が50センチメートル以上のもの（ただし、かさの骨、蛍光灯、この表の3項、5項のうちプラスチック製容器包装に該当するもの、6項のうちびん・ペットボトルに該当するもの、9項及び10項に該当するものを除く。）
9	古紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙） （汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙を除く。）
10	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのものを除く。）

※8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトルを除く。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分	説明
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー(チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋、付せん紙等の細かな紙類、シュレッダー紙など。)などであって資源化可能なもの(製紙原料として不適当なもの(古紙標準品質規格(公益財団法人古紙再生促進センター)を参照。)を除く。)
2	木くず、生ごみ、古布	樹木のせん定枝、食品の食べ残し、衣類など(資源化する場合に限る。)
3	焼却に適したもの	この表の1項及び2項に属さないもののうち、焼却に適したもの
4	焼却に適さないもの	この表の1項及び2項に属さないもののうち、焼却に適さないもの

(3) し尿及び浄化槽等汚泥

	分別の区分	説明
1	し尿	一般家庭及び事業活動等に伴い設置された仮設トイレからくみ取るし尿
2	浄化槽等汚泥	浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律に規定する既存単独処理浄化槽を含む)、建築物の地下階や低層階において、便所と連結してし尿を又はし尿及び雑排水を一時的に貯留する槽(ビルピット)及びディスポーザ排水処理システム(以下、「浄化槽等」という。)から発生する汚泥

(4) その他

	分別の区分	説明
1	動物の死体	遺棄動物の死体に限る。
2	不法投棄	本市が定めた排出方法に従わず投棄された廃棄物
3	いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号)第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物
4	地域清掃ごみ、その他	地域清掃活動に伴って生じた廃棄物など

(5) 排出禁止物(条例第30条第1項関連)

本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

	分別の区分	説明
1	排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。)であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター(別表3の専用の回収ボックスで回収する小型家電に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車(電動アシスト自転車を除く。)用バッテリー、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものを除く。)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの(以下「石綿含有一般廃棄物」という。)

## 8 処理計画

### (1) 家庭ごみ

#### ア 行政回収

以下の表に従い、集積場所（利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を本市に申し出て、本市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごとに指定された曜日の朝8時までには排出する。

ただし、粗大ごみについては、申込みの際に指定された日の朝8時までには指定された場所に排出するものとし、ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

なお、一度に多量に出るごみなど、収集作業に支障を生じるもの（以下「一時多量ごみ」という。）については、行政回収の対象外とするため、「イ 自己搬入等」に従い処理することとする。

	分別の区分	排出方法	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先・ 処分方法
1	燃やすごみ	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。なお、小型家電（※9）のうち、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明または半透明の袋に入れて排出。	週2回、集積場所にて燃やすごみの日に収集。（市）	別表2のとおり
2	燃えないごみ	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出（ただし、砂利や土等割れない細かいものは袋に入れて排出。）。		
3	スプレー缶	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。		
4	電池類	電池を使い切った状態で、端子部分に絶縁処理をして透明又は半透明の袋で排出。ただし、膨張又は破損しているもの及びポータブル電源については「イ 自己搬入等」に従うこと。		
5	プラスチック資源	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。（中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて排出。）	週1回、集積場所にてプラスチック資源の日に収集。（市委託）	
6	缶・びん・ペットボトル	ふた（缶はふたと本体が分離した場合に限る。）やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルを一緒に透明若しくは半透明の袋、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。	週1回、集積場所にて缶・びん・ペットボトルの日に収集。（市委託）	
7	小さな金属類	袋に入れずに排出（ただし、細かく、散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れて排出。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。）。		
8	粗大ごみ	電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（電子決済により手数料を納付又は減免の場合）を貼付して排出。ただし、膨張又は破損した粗大ごみの規格に該当する二次電池については「イ 自己搬入等」に従うこと。	申込みの際に指定した日及び場所にて収集。（市委託）	
9	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）。	ふれあい収集のみ収集。（市）	
10	古布	透明又は半透明の袋で排出。		

※9 小型家電とは、電気、電池で作動する金属製で一辺が30センチメートル未満、金属製以外で一辺が35センチメートル未満の製品（蛍光灯、電球を除く。）をいう。

## イ 自己搬入等

以下の表に従い、排出者自ら又は排出者から収集運搬の委託を受けた者（以下「収集運搬業者等」という。）が搬入する。排出方法については、8(1)アに従うものとする。ただし、小型家電のうち二次電池が取り外せないもの及び水銀式の体温計・血圧計・温度計の排出にあたっては、事前に本市に相談すること。

なお、排出者自らが搬入する場合のうち、センターリサイクル、専用の回収ボックス及び資源循環局事務所に搬入されたものについては、その後別表2に従い、市が搬入先へ搬入する。ただし、小型家電回収ボックスに搬入されたものについては、神明台ストックヤードへ搬入することとする。

	分別の区分等		搬入方法		搬入先・処分方法
			排出者自らが搬入	収集運搬業者等が搬入	
1	燃やすごみ		ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、搬入先へ搬入。	本市が指定する方法により、搬入先へ搬入。	排出者自らが搬入する場合は別表3、収集運搬業者等が搬入する場合は別表4のとおり。
2	燃えないごみ	蛍光灯及び電球	搬入先へ搬入。なお、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場への搬入の場合は、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、搬入。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
		蛍光灯及び電球以外		本市が指定する方法により、搬入先へ搬入。	
3	スプレー缶		搬入先へ搬入。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
4	電池類		搬入先へ搬入。ただし、膨張又は破損しているもの及びポータブル電源については、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）へ搬入。		
5	プラスチック資源		搬入先へ搬入。		
6	缶・びん・ペットボトル	缶・びん		排出者から処分の委託を受けた者（「処分業者等」という。）が指定する方法で搬入先へ搬入。	
		ペットボトル		本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
7	小さな金属類			本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
8	粗大ごみ		電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（減免の場合。）を貼付して搬入。ただし、栄ストックヤードに搬入する場合は、電子決済による現地での支払いができる。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。ただし、可燃性のものは、この表の1項の収集運搬業者等が搬入する場合に従い、搬入することができる。	
9	古紙		搬入先へ搬入。	処分業者等が指定する方法で搬入先へ搬入。	
10	古布				

ウ 資源集団回収 (※10)

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	古紙 (紙類)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。 (登録団体又は登録業者)	民間処理施設	資源化・再使用 (処分業者等)
2	古布 (布類)				
3	缶 (金属類)				
4	びん(びん類)				

※10 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(2) 事業系ごみ (事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の表に従い処理等を行うものとし、本市の処理施設に搬入する場合は、条例第36条に基づく届出を行うこととする。

なお、条例第26条第1項第1号及び第2号に定める廃棄物であって、7(1)の表の1項に該当するものは、本市の収集に支障がない場所に排出し、処理等の方法は8(1)アの表の1項のとおりとする。

	分別の区分	排出方法	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	古紙	産業廃棄物を混入させることなく、収集運搬主体又は処分主体との契約等に従い分別し排出。排出は、家庭ごみの集積場所に行き、事業活動を行う敷地内に行う。	事業者自らが運搬又は収集運搬業者等が収集運搬。 (事業者又は収集運搬業者等)	資源化を行う民間処理施設	資源化 (処分業者等)
2	木くず、生ごみ、古布			9(2)に定める焼却工場	焼却 (市)
3	焼却に適したもの			9(3)に定める最終処分場	埋立て (市)
4	焼却に適さないもの				

(3) し尿及び浄化槽等汚泥

	分別の区分	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	し尿	一般収集：おおむね2回収集。 臨時収集：申請により収集。(※11) (市)	9(8)に定める検認所	下水道施設による処理 (市)
2	浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集運搬。 (収集運搬業者等)		

※11 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する(手数料の徴収有)。

(4) その他

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	動物の死体	—	適宜収集 (市委託)	9(2)に定める焼却工場	焼却 (市)
2	不法投棄	—	適宜収集 (市)	8(1)アに従う。	
3	いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。(市又は市委託)		
4	地域清掃ごみ、その他	随時排出	適宜収集 (市)		
5	焼却灰	—	9(2)に定める焼却工場から運搬 (市委託)	9(3)に定める最終処分場	埋立て (市)
				資源化を行う民間処理施設	資源化 (市委託)

## (5) 排出禁止物（条例第30条第1項関連）

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	排出禁止物（条例第30条第1項関連）	石綿含有一般廃棄物以外の排出禁止物は、メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。ただし、廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合は、許可業者に収集運搬を委託し当該一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入することも可能。			
		石綿含有一般廃棄物は、飛散防止、梱包の上排出。	排出者自ら又は収集運搬業者等が搬入先へ搬入。	9(3)に定める最終処分場	埋立て（市）

## 9 処理施設等の概要

## (1) 中継施設

	名称	所在地	処理能力	中継方式
1	神奈川輸送事務所	神奈川区新浦島町2-4-2	400 t/日	コンパクト方式
2	戸塚輸送事務所	戸塚区名瀬町443-1	200 t/日	コンパクト方式
3	神明台輸送事務所	泉区池の谷3949	500 t/日	コンパクト方式
4	保土ヶ谷輸送事務所	保土ヶ谷区狩場町395-2	500 t/日	コンパクト方式

## (2) 焼却工場

	名称	所在地	処理能力	焼却炉型式
1	鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	1,200 t/24h	三菱マルチン式
2	旭工場	旭区白根2-8-1	540 t/24h (破碎設備 剪断式 37.5 t/5h)	三菱マルチン式
3	JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）	金沢区幸浦2-7-1	1,200 t/24h (灰溶融設備 60 t/24h 休止中)	日本鋼管フェルント式
4	都筑工場	都筑区平台27-1	1,200 t/24h (破碎設備 剪断式 37.5 t/5h)	三菱マルチン式

## (3) 最終処分場

	名称	所在地	埋立方法	埋立面積	全体容積
1	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	薄層散布方式	16.4ha	4,291,000m <sup>3</sup>

## (4) 資源化施設

	名称	所在地	処理能力	処理方式
1	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2基) 缶・びん・ペットボトル 50t/5h(2系列)	選別、圧縮
2	緑資源選別センター	緑区上山1-3-1	A棟：缶・びん・ペットボトル 25t/5h(2系列) B棟：缶・びん・ペットボトル 35t/5h(2系列)	選別、圧縮
3	金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	缶・びん・ペットボトル 30t/5h(1系列)	選別、圧縮
4	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢野町1921-12	缶・びん・ペットボトル 60t/5h(2系列)	選別、圧縮

## (5) 資源物保管施設

	名称	所在地
1	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1-15-1
2	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355
3	旭ストックヤード	旭区白根2-8-1
4	金沢ストックヤード	金沢区幸浦2-7-1
5	都筑ストックヤード	都筑区平台27-1
6	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2-4-2
7	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443-1
8	栄ストックヤード	栄区上郷町1570-1
9	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949-1

## (6) リユース品ヤード

	名称	所在地
1	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1570-1
2	神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3949-1

## (7) 粗大金属ヤード

	名称	所在地
1	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570-1
2	神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949-1

## (8) し尿検認所

	名称	所在地	処理能力	処理方式
1	磯子検認所	磯子区新磯子町38	500m <sup>3</sup> /日	分離、脱水処理

## (9) 処理施設等の受入基準

施設名	搬入禁止物
鶴見工場 旭工場 金沢工場 都筑工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化可能な古紙</li> <li>・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第247号）に記載された産業廃棄物を除く。）</li> <li>・特定家庭用機器廃棄物</li> <li>・焼却不適物（不燃物、液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）</li> </ul>
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBが付着又は混入しているもの</li> <li>・油分が付着又は混入しているもの</li> <li>・水中に投じて油膜が生じるもの</li> <li>・水中に投じて浮遊するもの</li> <li>・毒物・劇物（廃棄除去剤が付着又は混入しているものを含む）（※12）</li> <li>・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・中空であるもの</li> <li>・概ね30cmを超えるもの</li> <li>・可燃物</li> </ul>

※12 水銀使用製品廃棄物（水銀式の体温計や血圧計）も該当

## 10 条例別表第1 関連

### (1) 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先

	搬入先	所在地
1	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
2	長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
3	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1
4	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

### (2) 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設

	施設名	所在地
1	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
2	旭工場	旭区白根二丁目8番1号
3	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
4	都筑工場	都筑区平台27番1号
5	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先
6	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
7	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

別表 1

(1) ごみと資源の処理計画量

ア 家庭系のごみ量

(単位：トン)

焼却量				直接埋立量			計
燃やすごみ	選別可燃残さ 処理	その他ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	燃えないごみ (資源化残さ分)	
485,955	10,839	4,093	15,345	49	140	91	516,512

イ 家庭系の資源化量

(単位：トン)

行政回収									計
缶	びん	ペット ボトル	ガラス残さ	小さな金属	プラスチック 資源	スプレー缶	古紙	古布	
7,635	13,734	14,022	4,195	3,718	49,291	607	985	450	102,872
蛍光灯・電球	電池類	粗大金属	羽毛布団	衣装ケース	小型家電	燃えないごみ	選別可燃 残さ(袋)	その他 (水銀含有製品)	
46	437	5,970	9	93	140	1,107	432	0.2	
資源集団回収						計			
缶	びん	小さな金属	古紙	古布					
904	10	0	107,226	7,743	115,882				

ウ 事業系のごみ量

(単位：トン)

焼却量	直接埋立量	計
燃やすごみ	燃えないごみ	
260,395	1,927	262,322

エ 処理内訳

(単位：トン)

焼却量	直接埋立量	資源化量	計
776,628	2,207	218,754	997,589

オ 焼却残さ(直接埋立、汚泥分除く)

(単位：トン)

埋立	資源化	計
105,068	1,800	106,868

(2) し尿等処理計画量(※13)

(単位：キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	計
6,311	27,168	33,479

※13 し尿処理の状況は、本市人口のうち、くみ取り処理約0.03%、浄化槽処理約0.21%と推計されており、99%以上が下水道処理されている。

※表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

別表2 行政回収の場合

分別の区分	搬入先(中継施設は除く)																	(処分主体)	備考								
	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	南本牧第5ブロック 最終処分場	鶴見資源化センター	緑資源選別センター	金沢資源選別センター	戸塚資源選別センター	鶴見ストックヤード	保土ヶ谷ストックヤード	旭ストックヤード	金沢ストックヤード	都筑ストックヤード	神奈川ストックヤード	戸塚ストックヤード	柴ストックヤード			神明台ストックヤード	柴リユース品ヤード	神明台リユース品ヤード	柴粗大金属ヤード	神明台粗大金属ヤード	民間処理施設		
1	燃やすごみ	●	●	●	●													▲						焼却,資源化(市)	▲二次電池が外せない小型家電に限る。		
2	燃えないごみ									●	●	●	●	●	●	●	●	●							資源化(市委託)	水銀式の体温計・血圧計・温度計については、神明台ストックヤードにのみ搬入。	
3	スプレー缶				●					●	●	●	●	●	●	●	●	●							埋立て(市) 資源化(市)		
4	電池類																	●							資源化(市委託・一般廃棄物広域認定の排出者登録による処理)		
5	プラスチック資源																						●	資源化(市委託)			
6	缶・びん・ペットボトル					●	●	●	●																資源化(市・市委託)		
7	小さな金属類					●			●	●		●						●	●						資源化(市)		
8	粗大ごみ																		●	●					再使用(市)	リユース	
																					●	●			資源化(市)	金属製品	
		●	●	●	●						●	●														資源化(市)	羽毛布団
						●																					焼却(市)
9	古紙									●								●	●					●	資源化(市)		
10	古布								●									●	●						資源化(市)		

別表3 家庭ごみを排出者自らが搬入する場合

分別の区分等	搬入先											(処分方法)	備考				
	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	南本牧第5ブロック 最終処分場	センターリサイクル※14	鶴見資源化センター	長坂谷ストックヤード	栄ストックヤード	神明台ストックヤード	専用の回収ボックス				資源循環局事務所		
											資源回収ボックス			小型家電回収ボックス		小型充電式電池リサイクル	水銀体温計回収ボックス
1 燃やすごみ	●	●	●	●								▲			焼却、資源化(市)	▲30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の小型家電に限る。(申込不要)	
2 燃えないごみ	蛍光灯及び電球					●									資源化(市委託)		
	蛍光灯及び電球以外				●	●								▲	資源化(市委託)、埋立て(市)	▲水銀式の体温計に限る。 なお、水銀式の体温計は専用の回収ボックスへの搬入、水銀式の血圧計・温度計は区役所及び資源循環局事務所の受付窓口への搬入に限る。	
3 スプレー缶						●									資源化(市)		
4 電池類						●							▲1	▲2	資源化(市委託・一般廃棄物広域認定の排出者登録による処理)	▲1膨張・破損していないリサイクルマークのある小型充電式電池及びモバイルバッテリーに限る。 ▲2膨張又は破損しているもの及びポータブル電源は資源循環局事務所の受付窓口に限る。	
5 プラスチック資源						●									資源化(市委託)		
6 缶・びん・ペットボトル						●									資源化(市・市委託)		
7 小さな金属類						●						▲			資源化(市)	▲30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の小型家電に限る。	
8 粗大ごみ						●	●	●	●						焼却、資源化、埋立て(市)		
9 古紙						●						▲			資源化(市)	▲段ボールを除く	
10 古布						●						●			資源化(市)		

※14 各区の資源循環局事務所(緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤード)

別表4 家庭ごみを収集運搬業者等が搬入する場合

分別の区分等	搬入先									(処分方法)	備考	
	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	南本牧第5ブロック 最終処分場	鶴見資源化センター	長坂谷ストックヤード	栄ストックヤード	神明台ストックヤード			民間処理施設
1 燃やすごみ	●	●	●	●							焼却(市)	
2 燃えないごみ	蛍光灯及び電球								●		資源化(市委託)	
	蛍光灯及び電球以外					●					埋立て(市)	
3 スプレー缶									●		資源化(市)	
4 電池類									●		資源化(市委託・一般廃棄物広域認定の排出者登録による処理)	
5 プラスチック資源									●		資源化(市委託)	
6 缶・びん・ペットボトル	缶・びん									●	資源化(処分業者等)	
	ペットボトル									●	資源化(市)	
7 小さな金属類									●		資源化(市)	
8 粗大ごみ	▲	▲	▲	▲		●	●	●	●		焼却、資源化、埋立て(市)	▲可燃性のものに限る。
9 古紙										●	資源化(処分業者等)	
10 古布										●	資源化(処分業者等)	